

動画を活用した府政情報発信業務委託仕様書

1 委託業務名

動画を活用した府政情報発信業務

2 業務期間

契約締結の日から令和4年3月31日までとする。

3 委託目的

府政情報や京都府の魅力について、本府が運用している京都府公式 YouTube を活用し、情報発信を行うことで、主に府内の若い世代への訴求力を強化することを目的とする。

4 業務内容

広報マーケティングプロデューサーのアドバイスのもと、次の委託業務を実施する。

(1) 府の関連行事についての動画編集業務

府が関連する行事に係る情報発信のための動画の編集、納品を行うこと。

撮影は随時府職員により行い、そのデータを受託者に渡し、編集の上 YouTube で配信可能なデータ形式により広報課へ納品するものとする。編集に際しては、主に府内の若い世代への訴求を目的とするものとする。

なお、編集本数は100本程度とする。

(2) 府政情報や府の魅力発信のための動画制作業務

府政情報や府の魅力を発信するため、YouTube 利用者が閲覧したくなるような設えの動画制作（企画、取材・撮影、編集）を行い、納品すること。なお、制作にあたっては、府政マーケティングプロデューサー及び広報課と協議を行うこと。

納品するデータは YouTube で配信可能なデータ形式により行うこと。

(3) 京都府公式 YouTube チャンネルのデザイン・整形業務

(1) 及び (2) で制作した動画を発信する京都府公式 YouTube チャンネルについて、YouTube 利用者が訪れた際に、他の関連動画も閲覧したくなるようなものとするためのデザイン・整形を行うこと。

(4) YouTube 広告の出稿業務

(1) 及び (2) で制作した動画について、主に府内の若い世代を対象に効果的に閲覧して貰えるように戦略的な YouTube 広告を出稿すること。

(5) 打ち合わせ

業務の遂行にあたり、府と定期的な打合せを行うものとする。

また、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で府とやりとりを行い、対応するものとする。

5 業務体制

「4 業務内容」の遂行に当たっては、委託業務を総括する制作責任者を置き、府、関係者との円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

また、画像やデザイン、映像、音声等の映像コンテンツの制作及びインターネット動画配信にあたっての必要な知識と技能を有する従事担当者を確保すること。

6 納品物

「4 業務内容」で得た素材データについても広報課に納品すること。